

一般社団法人 日本産業技術教育学会近畿支部細則

- 第1条 一般社団法人 日本産業技術教育学会近畿支部（以下「支部」という）は、事務局担当大学の所在地に置く。
大阪教育大学：大阪府柏原市旭ヶ丘4丁目698-1
奈良教育大学：奈良県奈良市高畑町
兵庫教育大学：兵庫県加東市下久米942-1
京都教育大学：京都府京都市伏見区深草藤森町1
- 第2条 事務局は2年連続での持ち回りとする。その順番を大阪教育大学、奈良教育大学、兵庫教育大学、京都教育大学とする。
事務局は原則として研究発表会の開催校に置くものとする。
- 第3条 支部の役員は、支部長、副支部長、支部理事、支部監査とする。支部幹事は選出しない。
- 第4条 役員を選出は以下とし、支部理事会で決定する。任期は、毎年7月1日に始まり、翌々年6月30日に終わる。
1. 支部長 大阪教育大学、奈良教育大学、兵庫教育大学、京都教育大学から選出し、任期を2年とする。
支部長は、事務局担当大学から選出する。
2. 副支部長 次々期の事務局担当大学から選出する。
3. 支部理事 大阪教育大学、奈良教育大学、兵庫教育大学、京都教育大学、和歌山大学、滋賀大学のうち、副支部長の所属大学を除く各大学から1名ずつと、支部に所属する小・中・高等学校の教員から2名、計7名選出する。再任を妨げない。
4. 支部監査 次期の事務局担当大学から選出し、任期を2年とする。
- 第5条 支部長は支部を代表し、支部総会および理事会を主催する。
理事は支部長、副支部長とともに理事会を構成し、支部総会に付議する事項を審議・決定し、支部総会の決定による委嘱事項を遂行する。
監査は支部の会計を監査する。
- 第6条 支部総会は支部の最高議決機関で年1回支部長がこれを招集する。そして、その決議は出席会員の過半数をもって決する。
- 第7条 支部の活動に必要な経費は、支部会費、本部からの補助、研究発表会参加費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。
- 第8条 支部細則に定めない事項については、理事会で判断・処理し、総会で報告するものとする。
- 附 則 本細則は、令和4年12月5日より施行する。ただし、第4条にもとづく役員を選出は、令和5年7月1日より適用する。